

# 琉球大学学術リポジトリ

## 10世紀後期・11世紀Thomey修道院所領の形成と土地景観

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2018-03-12 キーワード (Ja): 修道院, 所領, 荘園, ノルマン征服 キーワード (En): 作成者: 宮城 徹, Miyagi, Toru メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38725">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38725</a>

## 10 世紀後期・11 世紀 Thorney 修道院所領の形成と土地景観

宮 城 徹  
Tôru Miyagi

### The Formation and Landscape of the Estates of Thorney Abbey in the Late Tenth and Eleventh Centuries

10 世紀後期の修道院復興期において、イングランド東部のイースト・アングリア周辺には多数の修道院が復興・創設された。本稿では、その中からソーニー修道院を考察の対象に取り上げ、創設以後 11 世紀後期に至るまでの所領形成のための土地集積のプロセスを検証すると共に、そのような歴史的経験を踏まえて 11 世紀後期の史料に現われる修道院の所領景観について歴史地理学的見地より考察を行なった。結果として、当該期の史料に現われるその所領景観の性格が、修道院の歴史的経験に根差して形成されていることを明らかにした。

キーワード：修道院、所領、荘園、ノルマン征服

#### はじめに

8 世紀中葉以降デイン人の来寇に曝されたイングランドでは、歴代諸王の長期に亘る対ヴァイキング政策が奏功した結果、10 世紀後半のエドガー王 King Edgar（在位 959-975 年）の治世期には王国内に一定の治安を回復することに成功する。特筆すべきは、デイン人との長年に亘る戦闘に一応の終止符が打たれ、戦乱の世で荒廃した国内に再び平和が訪れたこの時期に、その間一時的にはあれ後退していた宗教活動が再び活発に展開され、活動の拠点となる大小の修道院がイングランド各地に多数創設されたことである。

一般に、修道院創設に端的に可視化されるこのような当該期の運動は、修道院復興（Monastic Revival）と称される。その中でも、イングランド東部

に位置するイースト・アングリア周辺では、無数の湖沼が点在する沼沢地方（Fen Land）に、イーリー（Ely）、ピーターバラ（Peterborough）、ラムジー（Ramsey）を始めとして中世イングランドを代表する多くの大規模な修道院が復興・創設され、さながら王国内における一大宗教センターの観を呈するかの如くであった<sup>(1)</sup>。

これらの修道院が、聖人崇敬や聖遺物崇拜を介した信徒の信仰心の高まりを背景に、アングロ・サクソン時代後・末期の国王を筆頭とする俗人諸階層による寄進の盛況を受けて大所領を構築し、その後、イングランド中世を通じて聖・俗の両局面において極めて強い影響力を行使し得る存在となったことは夙に知られているところである。「ノルマン征服（The Norman Conquest of England）」後の20年目に当たる1086年に国王ウィリアム1世 King William 1（在位1066-1087年）の命によって編纂された『ドゥームズデイ=ブック（Domesday Book）』は、全国的な規模での土地資産等に関する悉皆調査であるが、州毎に纏められたその記載内容からは、ブック編纂時の（大）司教や修道院長といった教会人がイングランド全域に全体として広大な封建所領を有する教会大領主として君臨していたことが比較的容易に看取される<sup>(2)</sup>。

本稿は、10世紀におけるかかる修道院復興の一環としてイングランド東部の沼沢地帯に創設されたソーニー修道院（Thorney Abbey）について、11世紀後期のノルマン朝確立期の同時代史料に現われるその所領景観を、創設以後「ノルマン征服」を挟むアングロ・サクソン、アングロ・ノルマン両時代を通じて展開された当該修道院による所領形成のための土地集積のプロセスを視野に入れつつ歴史地理学的観点より俯瞰的に考察するものである。ソーニー修道院のアングロ・ノルマン期における所領景観をその創設期であるアングロ・サクソン期にまで遡って考察するのは、その間の当該修道院による歴史的経験が11世紀後期に現出するその所領景観に強く反映されていると考えるからに他ならない。それと同時に、修道院設立に際して用意周到に獲得された基本財産（endowment）としての初期的所領の存在様態が、その後の所領景観の性格を決定する際の一つの重要な要素であったことがこれまでの研究より事例的に明確に指摘されるからでもある。一般に、ある

特定の時代に属する土地景観が時間的推移の内に重層的に構築された歴史的所産であるとすれば、外皮としての景観を考察する上でその下部に堆積する重層的な時代相（＝歴史的経験）を理解することは、景観史研究にとっての基本にして必要不可欠な方法論的枢要であると言えよう。そのような観点からの考察を通して初めて、それは歴史的厚みのある意味合いを纏った存在として総合的に理解することが出来るのである。

以下、行論に際しては、時代順に①アングロ・サクソン時代後期の修道院創設の時期に採用された所領形成のための土地集積の方法とその特徴、②アングロ・ノルマン期の端緒を開く「ノルマン征服」の当該修道院への影響とその結果としての所領の存在様態、③1086年のドゥームズデイ＝ブックに現われる修道院の所領景観（所領の構成単位としての地所の分布状況と管理方針・土地経営方法・村落支配の在り方と領主権との関係）の3章に分け、それぞれの章毎に設定された課題について分析・考察を加えて行くこととする。

## I. ソーニー修道院創設期の所領形成—土地集積のプロセス

ソーニー修道院は、イングランド東部、ケンブリッジシャーは州北に位置する地方都市ピーターバラより更に東に凡そ8マイルほど離れた地に建つベネディクト会派の修道院である。近隣のクロラント修道院を始めとして、ピーターバラやラムジー、イーリーといった大小複数の修道院が点在するその一帯は、大規模な干拓事業が進展する近世以前の中世においては多くの湖沼が広範囲に亘って散在するフェンランド（Fen Land）と呼ばれる広大な沼沢地帯であった。ウォッシュ湾（The Wash Bay）に注ぐネン河（The Nene River）中流域を南に見て、その北側に位置するソーニー修道院の所在地もまた、そのような沼沢地帯の水域上に在る小島の一つであった。

人の接近を阻み、俗世間から隔離された沼沢地の孤島という自然条件が、アングロ・サクソン時代早期における宗教活動の誘因となったのであろうか。残存史料に記された断片的な記述から、後にソーニー修道院が創設される件の小島では、それに先駆けて早くも7世紀後半には隠修士達の共住による隠遁生活と宗教実践が行われるようになったと推測されている<sup>(3)</sup>。イーリー修

道院やラムジー修道院等でも確認されるように、世俗との関係を断ち、宗教生活を実践するために隠修士達が孤島に隠棲してコミュニティーを形成することは、大小無数の小島が点在する沼沢地帯においては決して珍しいことではなかったと思われる。もっとも、それらの隠修士達の当該期並びにそれ以後の活動の実態については、史料上の制約からその詳細を明らかにすることは困難である。彼等がその孤島で如何なる宗教的活動を行っていたのか、その経済的基盤はどのように確保されていたのか、そして島を取り巻く近隣世界との相互の影響はどうであったのかなど、基本的な問題を始めその具体的な全貌はほとんど解っていない。いずれにせよ、そのような隠修士達の宗教活動は、9世紀前半より本格化するデイン人のイングランド東部地域への侵寇を前にして、それまでと同様に変わることなく継続的に維持することは極めて困難であったようである。結局、7世紀後半より始まる同島でのその活動は、9世紀後半のデイン人の襲撃とそれに伴う破壊行為とによって完全に衰退・頓挫したのである<sup>(4)</sup>。

隠修士達の共住生活が途絶え、当時、藪や樹木に覆われるままに打ち捨てられていたかか無人の孤島に、ウィンチェスター司教エセルウォルド Aethelwold, bishop of Winchester (在位 963-984年) がソーニー修道院を創設するのは、同島での最初期の宗教活動より数えて凡そ300年も後の、10世紀も後半に当たる973年のことであった。一般に、修道院を創設するに当たっては、事業の前段階として建設用地の位置を選定し、そのための土地を取得することが先ず以って重要な作業であった。それと並行して、院内に集団で共住する多数の修道士達の消費生活を物質的側面で支える経済的基盤として、修道院の周りに一定以上の規模を有する土地資産(=修道院所領)を確保することは、創設事業を完遂するための最も重要かつ必要不可欠な要素であった。以下では、10世紀後期のソーニー修道院の創設をめぐる諸事情と、以後「ノルマン征服」に至るまでの土地の集積を通じて達成されるその初期的所領の形成について、レイバン(S.Raban)による先行研究の諸成果に依拠しつつその特質を考察してみよう。

修道院復興期の最中、973年のソーニー修道院の創設は、当該期の修道院改革運動において指導的役割を果たした人物の一人であるウィンチェスタ

一司教エセルウォルドの手に依るものであった。注目されるのは、そのようなソーニー修道院の創設が、ピーターバラやイーリーといった他の修道院の創設と共に、沼沢地帯での複数の修道院創設を企図する司教エセルウォルドの改革事業の一環として行われたことである。そのため、同司教により 966 年から 973 年にかけてピーターバラ、イーリー、ソーニーでそれぞれ修道士達の宗教的共同体 (= 修道院) が確立されると、物質的基盤としての所領は、それらの修道院に個別・固定的に属するものとしてではなく、幾分なりとも所有権を明確に区別することなく 3 修道院全体の所領として獲得されたのである<sup>(5)</sup>。従って、レイバンが指摘している如く、その後明確に区別されるどころのかかる 3 修道院の個別所領は、そのように全体として一旦獲得された共有財産とでも呼び得る広大な土地資産が、以後それぞれの必要性に応じて各修道院間で行なわれた個別的な地所の交換と再配分を通じて漸次的に調整された結果出来上がったものに他ならなかった<sup>(6)</sup>。

修道院の土地資産に関して作成された種々の特許状 (charter) と 1086 年編纂のドゥームズデイブックのそれぞれの記載内容を対比すると、当該期の沼沢地帯においてはそのような交換と再配分が複数の地所を対象に比較的頻繁に行われたであろうことが確認・推察される。例えば、ブック中、最終的にピーターバラ修道院の所領として記載されたケンブリッジシャーのウィッターリング (Wittering)、オクスニー (Oxney)、ソープ・ホール (Thorpe Hall) の 3 つの地所は、元来は新たに創設されたソーニー修道院の所領として割り当てられたものであった<sup>(7)</sup>。同様に、ケンブリッジシャーのブラウトン (Broughton) の地所は、1086 年の時点ではラムジー修道院の所領として記載されているが、元を辿れば当初ソーニー修道院に配分されていたのがイーリー修道院との地所の交換を通じてその所有権を離れ、その後ブック編纂の時期までの間にラムジー修道院の所有権下に入ったものであった<sup>(8)</sup>。銘記すべきは、これらの修道院の間では、そのような地所の移動ばかりか、実に修道士のような人材等の移動をもまた積極的に行なわれたことである。ラフテス (J.A.Raftis) やハート (C.R.Hart) の研究が明らかにしたところによれば、ソーニー修道院よりも早い段階で創設されたイーリー修道院では、創設者を同じくするソーニー修道院に対して 1000 年頃から 1025 年頃にか

けて修道士等の人的資源を含む様々な有用品を供給していた<sup>(9)</sup>。ピーターバラ、イーリー、ソーニーの3修道院間での当該期におけるこのような相互関連的な交流の存在に着目すれば、それらの修道院がそれぞれの創設後に漸次的にその存在の独立性を獲得して行ったとするレイバンの主張は、十分に首肯されるところである。

もともと、ウィンチェスター司教エセルウォルドという同一人物による創設と所領配分の調整を経たにも拘らず、ソーニー修道院は他の2修道院と比較すると土地資産と言う点では圧倒的に小規模な修道院であった。ドゥームズデイ=ブックの評価に従えば、イーリーとピーターバラの両修道院がそれぞれ768ポンド17シリング3ペンスと323ポンド0シリング8ペンスと評価される広大な所領を保持したのに対して、ソーニー修道院の所領の資産価値は年間56ポンド余と評されているに過ぎなかった<sup>(10)</sup>。それでは、そのように小規模な土地資産しか所有し得なかったとはいえ、10世紀後期の創設以後、アングロ・サクソン時代を通じて獲得されたソーニー修道院の所領は、実際どのような地所群より構成されていたのであろうか。以下では、その点を地所の獲得状況を踏まえつつ考察してみよう。

さて、1086年の時点で、ソーニー修道院の所領として最終的にブックに記載されたのは、ケンブリッジシャーのウィットルジー (Whittlesey) で記録された4ハイドを筆頭に、イングランド東部の4州5ハンドレッドに亘って保持された総計12筆もの地所である。それらの地所の内、全体のほぼ半数に相当する5筆の地所は、創設者である司教エセルウォルドの手によっておそらく973年から984年にかけての比較的早い段階に基本財産としてソーニー修道院に提供されたものであった。ハンティンドンシャーで獲得されたヤックスリー (Yaxley)、スタングラウンド (Stanground)、ウッドストン (Woodston)、ウォーター・ニュートン (Water Newton)、ウィットルジー (Whittlesey) の各地所がこれに該当する<sup>(11)</sup>。それらの地所は、筆数こそ全体の約半分にしか過ぎなかったが、規模的には全地所55ハイド中、総計37ハイドを計上してハイド数全体の67パーセント余を占め、当該期の修道士達の多様な物質的要求に応えるべく、同修道院を中心に半径15マイルの同心円上に比較的近距離を保ちつつ配置されていた。

ソーニー修道院の基本財産としての初期的所領の形成にとって、ウィンチェスター司教エセルウォルドが果たした功績の多大なることは、全く疑う余地がない。注目されるのは、そのような司教による当該修道院への一部所領の提供が、専ら地所の購入と交換の合法的な手続きを通して極めて合理的に達成されたことである<sup>(12)</sup>。例えば、ソーニー修道院の建設用地とウォーター・ニュートンの地所の獲得に際しては、それぞれ金 40 マンクス (*mancuses*) と 20 ポンドの代金が同司教により支払われた。一方、ウッドストンと一部ヤックスリーの獲得においては、他の地所との交換という方法が採られた。他方、そのような購入と交換を上手く組み合わせた複合的な方法で獲得されたのは、ソーニー修道院に最も近く、その真南に位置するウィットルジーの地所であった。後にイーリー修道院との間で分割されることになる当該地所の獲得には、総額で 90 ポンドもの大金が支払われると同時に、ハートフォードシャーに在るバイグレイヴ (*Bygrave*) の 6 ハイドの地所が提供されたのである。

司教エセルウォルドによって用意周到に獲得されたそれらの地所の内、とりわけウッドストンの事例は、当時の修道院所領の経営方針を窺わせるものとして大変に興味深い。そのウッドストンは、エセルウォルドがハンプシャーにおいて保持していた一地所との交換を通じて、国王エドガーより獲得された。その際、ウッドストンとの交換で放出されたハンプシャーの地所は、かつて同司教がエルフシゲ (*Aelfsige*) なる人物からおそらくは何等かの宗教的目的のために遺贈されたものであった。ハンプシャーの地所は、ソーニー修道院の立地場所からは程遠く、そのため、所領の管理・経営上の問題から同地所の維持が断念され、それに代わるものとして修道院の比較的近くに位置するウッドストンの地所が交換の対象として選定された可能性が極めて高い。地理的条件を考慮した地所の交換を窺わせるかかるウッドストンの獲得事情は、当該期の修道院において効率的で戦略的な所領経営が行なわれていた事実を比較的容易に推察することが出来る貴重な事例の一つであると言えよう<sup>(13)</sup>。

一方、修道院創設の最大の功労者である司教エセルウォルドを除くと、ソーニーの初期的所領の形成に地所の提供等で貢献した他の後援者達を確定



するのは、史的な制約から容易ではない。修道院の創設後、「ノルマン征服」前夜までに獲得された地所の内、ノーサンプトンシャーに在るチャーウェルトン (Charwelton) の地所は、その譲渡者が如何なる人物であったのか、史料上、全く確認することが出来ない。ハンティンドンシャーのシブソン (Sibson) とスティビントン (Stibbington) の2筆に関しては、15世紀に作成された当該修道院の財産目録から、それらの地所が11世紀中頃にエルディ (Alwdy) なるアングロ・サクソン貴族よりもたらされた贈与物であることが示唆されるのみで、その寄贈者についての詳細は不明である<sup>(14)</sup>。同様に、ベドフォードシャーにおいては、エルフレダ (Aelfleda) と呼ばれる女性がソーニー修道院に対してバーンハースト (Bolnhurst) の地所を譲渡したことがドゥームズデイブックの記載内容から確認されるが、ここでは、かの女性が当該地所を自由に譲渡する権利を有したこと以外、その人物像や譲渡の経緯等に関する有益な情報は明記されていない<sup>(15)</sup>。1017年から1035年にかけて獲得されたノーサンプトンシャーのトゥイウェル (Twywell) の地所が隠修士マンタ (Mantat) による遺贈であることが確認される一方で<sup>(16)</sup>、ハンティンドンシャーのコニントン (Conington) とハードン (Haddon) の2筆に関しては、地所の提供者として、それぞれウルフスタン・ユッケア (Wulfstan Ucce) とレオフィン (Leofwin) なる人物達の名称が他の提供者達の可能性をも残しつつ指摘されるに過ぎない<sup>(17)</sup>。同じく、ソーニー修道院から最も遠隔の地に位置するノーサンプトンシャーのソウブリッジ (Sawbridge) の地所については、ウォーリックのエルダーン (Arderne) 家が地所の提供者として高い可能性を以って想定されるものの、十分な史的裏付けを欠いているが故に正確なところは良く判らない<sup>(18)</sup>。

地所の提供者を確定するかの一連の作業を通して明らかとなるのは、司教エセルワールドという例外は存在すれど、創設以後アングロ・サクソンの有力な後援者達を獲得することでは、ソーニー修道院は十分満足の行く成果を上げることは出来なかったと言うことである。ソーニー修道院にとって、当該期の王権は、他の修道院で見られるような多額の寄進で豊かな富をもたらす有益な後援者の一人とはならなかった。確かに、前述のウッドストン (ハンティンドンシャー在) の地所は、ソーニー修道院が時の国王エドガーより

取得したものではあった<sup>(19)</sup>。しかしながら、国王より唯一獲得されたその地所は、ドゥームズデイ＝ブックにおいては5ハイドと評価されるに止まり、相対的に大規模な地所という訳では必ずしもなかった。そもそも、ウッドストンの地所は、国王からの取得物とはいっても、他の地所との交換という当時の土地取引上一般的かつ正当な方法で獲得されたものであって、信仰心の発露としての代償を伴わない無条件の土地寄進などでは決してなかったのである。いずれにせよ、先に列挙したソーニー修道院への地所提供者の内、社会的地位においてもまた実際の貢献度においても、創設者であるウィンチェスター司教エセルウォルドに比肩される者はいなかった。エセルウォルドを除く彼等全員から提供された地所を全部合わせたとしても、所領全体の凡そ33パーセントを占めるに過ぎず、司教一人によって用意された土地資産の半分にも満たなかった。結局、司教エセルウォルド以外に有力な後援者を獲得し得なかったことが、ソーニー修道院の所領がその後アングロ・サクソン時代後期を通じて大所領に発展することなく小規模レベルの土地経営に止まらざるを得なかった最大の要因であったと言えよう。

ところで、10世紀の修道院復興期に創設された多くの修道院にとって、所領の拡大もさることながら、一旦獲得した多くの地所をその所有権下に如何に安定・強固に維持・管理するかという問題は、修道院のその後の盛衰を左右する克服すべき極めて重要な課題であった。同世紀後半に創設されたソーニー修道院にとってもそれは同じであった。所領を損ねることなく維持していく上で先ず問題となったのは、エドガー王の治世が終了する10世紀末より、修道院を取り巻くそれまでの状況が一転して、かつて多くの修道院に地所を提供した寄進者達の後裔が自らの相続権を主張してそれらの地所を取り戻そうとする反動的な動きが至る所で顕著に見られるようになったことである<sup>(20)</sup>。修道院創設に係わる初期の特許状には、地所の返還を要求するそのような世俗の動きに対して、所領の損失を防ぐために修道院側が多額の追加料を支払わねばならなかったことが記されている。

ソーニー修道院の所領に目を向けると、例えば、司教エセルウォルドによって20ポンドの価格で購入されたウォーター・ニュートンの地所は、それを売却したエルフヘレ (Aelfhere) の後継者でマーシアのエルダーマンであ

ったエルフリック・チャイルド (Aelfric Cild) によって売却の取り消しと速やかな返還を求める訴えが起こされた。その結果、エセルウォルドは、当該地所を修道院の所有権下に維持するため、エルフリックに対して 13 ポンドの追加料を支払うと共に、ティッチマーシュ (Titchmarsh : ノーサンプトンシャー在) 並びにマーケット・ライセン (Market Rasen : リンカーンシャー在) の 2 筆の地所を新たに提供せねばならなかった<sup>(21)</sup>。交換によって獲得されたヤックスリーYaxleyの地所に関しても、その後 40 ポンドもの大金がエルフリックに対して支払われており、おそらくそれも相続権を主張して地所の返還を修道院側に迫るエルフリックへの追加料であったと考えられる<sup>(22)</sup>。一方、ウィットルジーでは、修道院の所有となった一部の地所の返還がウフィ (Ufi) なる人物とその兄弟達によって要求されている。ウィットルジーの地所は、司教エセルウォルドにより購入と交換を通じての断片的な地所の集積として獲得されたが、その内、ウィットルジー・メア (Whittlesey Mere) の 3 分の 2 を含むその一部は、30 ポンドの支払いと引き換えにウフィとその兄弟達から購入されたものであった。複数の証人達を前にしての取引であったにも拘らず、その後起こされた売り手側からの異議申し立てに対して、結果的に、エセルウォルドは新たに 20 ポンドの追加料を彼等に支払わざるを得なかった<sup>(23)</sup>。

確かに、これまで述べて来た如く、地所の返還を要求する世俗の圧力は、その後ソーニー修道院の所領が無条件で維持・経営されることを許さなかった。沼沢地帯に創設された他の修道院と同様に、ソーニー修道院においても、既存の所領を損ねることなく維持し続けるためには、少なからず経済的な代償を支払わざるを得なかった。しかしながら、地所の返還でこの時期大いに悩まされる他の修道院に比べると、ソーニー修道院はその損害を最小限度に抑えることが出来たと言えよう。頻発する地所の返還要求に直面して、司教エセルウォルドの採った適切な対応は、一部の地所で所有権の喪失を見るも、所領を構成する大部分の地所に関しては、それらが獲得された時の状態で当該修道院の支配権下に継続的に維持・経営されることを可能としたのである。

さて、中世における所領経営上のもう一つの課題は、遠隔の地に位置する地所の経営・管理を如何に効率良く行なうかであった。とりわけ、複数の州

に跨る広大な支配領域に多数の地所を散在保有する教会領主の大所領では、中央からの制御が比較的届き難い遠隔地の経営・管理は切実な問題であった。この種の問題の解決に、地所の請負やリース（定期借地）といった第三者を介する間接経営の手法が採用されたことは、これまでの研究からも度々指摘されているところである。しかしながら、一定の請負料や借地料を安定的にもたらすこれらの経営方法は、確かに効率的で便利である反面、時に過度の収奪による資産の荒廃や所有権の喪失をも惹起する要因ともなるものであった。もっとも、ソーニー修道院に関しては、一部の地所でそのような間接経営の実施が確認されるも、それによって当該修道院が経営上甚大な損害を被ったような形跡は、少なくとも「ノルマン征服」以前のこの時期に限って言えば見当たらない<sup>(24)</sup>。それは、所領を構成する大半の地所の獲得が購入と交換を通じて修道院の比較的近距离の範囲内に集中したこと起因するものであったのかも知れない。いずれにせよ、創設者であるウィンチェスター司教エセルウォルドの優れた経営手腕と豊かな経済力を後盾として、ソーニー修道院の所領が創設以来アングロ・サクソン時代後期を通じて比較的安定的・継続的に維持・経営されたことは間違いないところであろう。

## II. ソーニー修道院と「ノルマン征服」

1066 年のノルマンディー公ギヨームによるイングランド侵攻、所謂「ノルマン征服」は、以後かの地における歴史の展開に極めて重大な影響を及ぼす一大事件であった。ウィリアム 1 世 William 1, king of England（在位 1066-1087 年）の即位後、王の治世前半を通じて強力に推し進められたイングランド社会のノルマン化は、とりわけ世俗支配階層の大規模な交替において顕著であった。それは、ノルマン騎士の地方進出に伴うアングロ・サクソン領主からノルマン領主への領域的支配権の強制的かつ急激な移動という形で現われた<sup>(25)</sup>。もっとも、「ノルマン征服」を契機とする新旧支配階層のこのような交代・再編は、なにも世俗領主層にのみ限定されたわけではなく、漸次的変化として教会領主層においてもまた一般に確認され得る現象であった。以下では、社会のノルマン化が急速に進展する 11 世紀後期のイングランドにおいて、ソーニー修道院が被った「ノルマン征服」の影響を、特に

所領経営の観点から考察してみよう。

「ノルマン征服」後のソーニー修道院では、国王ウィリアムによってそれまでのアングロ・サクソン系の修道院長に替わって大陸はサン・ベルタンのフルカール Fulchard of St.Bertin（在位 1068-1085年）とル・マンのギュンター Gunter of Le Mans（在位 1085-1112年）が新たな修道院長として相次いで任命された。その際、彼等を迎え入れるソーニーの修道士集団にとって、愁眉の関心事の一つは、創設以来その維持に努めてきた貴重な所領資産に対する新任修道院長達の管理・経営能力の有無であった。その点、王権による任命とはいえ、修道院長へのかかる大陸出身者の就任は、ソーニー修道院の側にとってはとりわけ資産管理の堅実性の面で少なからざる不安を抱かずにはおられないものであったらしい。その内、フルカールの就任に端を発する修道院側の対応は、見ず知らずの大陸出身者を自らの長に戴くことになった彼等修道士達の懸念が如何に大きかったかを示す象徴的な出来事として注目される。この事件を引き起こすに至った一連の経緯は、概ね以下の通りである。

「ノルマン征服」以前のソーニー修道院で、所領経営の一方法として、一部の地所が請負やリース（定期借地）の形で第三者に対して委託・貸与されていたことは先に述べた通りである。その内、ハンティンドンシャーに在るコニントンの地所（6ハイド）は、ハリングウォースのターキル Turkil of Harringworth なる人物に対して、貸与期間終了後は彼が当該村落に保持した他の地所（3ハイド）と合わせてソーニー修道院に返還されるべきことを条件に、その生涯に亘って貸し出されていた<sup>(26)</sup>。ところが、「ノルマン征服」後、事態は一変する。おそらくノルマン支配に抗ったことが原因で、ターキルは追放の処罰を受け、結果として逃亡することを余儀なくされたのである。後には借り手の居ないコニントンのリース地だけが残された。

この状況において、選択肢としてコニントンの直接経営下への復帰も在り得たにも拘らず、ソーニー修道院が採択したのは、ハンティンドン伯ワルセオフ Waltheof, earl of Huntingdon への借地人の切り替えとそれによるリース契約の継続的な更新であった<sup>(27)</sup>。当該地所の新たな借地人となれる伯ワルセオフは、同じアングロ・サクソン系の貴族階層が相次いで支配者とし

での地位を喪失していく中、名門貴族の末裔として国王ウィリアムの姪と婚姻関係を結ぶなど、「ノルマン征服」直後のこの時期においてなお一定の権力を保持し続けることに成功した異色の人物であった。

ここで注目されるのは、そのようなリース契約の更更新手続きが、修道院長フルカールの着任を目前に控えた中で間髪を入れずに急ぎ推し進められたことである。我々はそこに、新院長の赴任に対するソーニー修道院側の不安と懸念を看取することが出来るように思われる。親族関係や顧客関係の上に注意深く構築された社会においては、高潔と謳われた修道院長達でさえその地位を利用して親族や友人知人に何等かの便宜を図ったが、そのような行為はとりわけ「ノルマン征服」直後のイングランドでは特別珍しいことではなかった。ましてや、当時のノルマン領主達による教会財産の篡奪が横行する状況下にあっては、同じ大陸出身者であるフルカールの就任は、ソーニーの修道士達に新任の修道院長による所領資産の侵奪を連想させるに十分な事件であっただろう。危機感を抱いた修道士達は、ターキルの逃亡で借り手の居なくなったコントンの地所を王権との繋がりもある有力者のワルセオフにリースすることで、新院長の私的流用による所領資産の侵害を未然に回避しようと企図したのである。

もっとも、このように新院長への対応策として採られたコントンのリースであったが、今日の研究では、それが結果的にソーニー修道院の所有権下に当該地所を永続的に留め置くことには全く寄与するものではなかったことが判っている。1075 年の反乱で伯ワルセオフが国王への謀反に加担した嫌疑を受けて処刑された後、コントンの地所は伯妃ジュディス Judith, countess of Huntingdon によって引き継がれたが、当該地所の返還を強く求めるソーニー修道院の訴えをジュディスは断固として拒絶したからである<sup>(28)</sup>。そのため、1086 年のドゥームズデイ=ブックの記載内容に明らかのように、ソーニー修道院は、「ノルマン征服」以前より保持したコントンの地所に対するその所有権を 11 世紀後期には完全に喪失したのである。

一方、国王によって任命された大陸出身のもう一人の修道院長であるギュンターに関しては、彼自らがその在任期間中にソーニー修道院の所領資産に直接損害を与えたことが判っている。ギュンターがソーニー修道院長に任命

されたのは、1085 年のグロスター教会会議で前任者のフルカールが罷免されたことを受けてのものであった。ギュンターはフルカールよりも比較的ソーニーの修道士達に受け容れられたとされるが、そのような彼も、親族のために修道院の所領資産を私的に流用することにおいては当該期の他の修道院長達と何ら変わるところはなかった。それと言うのも、所領の一部を構成するヤックスリーとシブソンの地所は、ギュンターによって特別の便宜が図られた結果、修道参事会の同意を得ることなく甥のロバート Robert of Yaxley の保有するところとなったからである。1112 年にギュンターが亡くなると、その跡を継いだ修道院長のロバート 1 世 Robert 1 de Prunelai (在位 1113-1151 年) は、件のロバートが返還を渋る前述の地所を取り戻すのに 10 年以上もの歳月を費やさねばならなかった<sup>(29)</sup>。

ソーニー修道院にとって、その所領資産を維持・管理する上で障害となったのは、外部から送り込まれた大陸出身の修道院長達による縁故者への便宜の提供 (= 地所の供与) だけではなかった。所領経営の一形態として「ノルマン征服」以前より広く知られた請負制度やリース契約の利用もまた、修道院の所領資産に時に深刻な損害をもたらす要因となり得た。12 世紀に発給された複数の国王令状からは、ソーニー修道院がかかる請負やリースの弊害を克服すべく、王権の権威と強制力を頼みに所領の回復に努めた様子が看取される。

例えば、当該所領の一つで修道院の所在地から最も遠隔の地に位置するソウブリッジの地所は、ギュンターの修道院長在任時に大助祭 (archdeacon) のアルモード Almod を請負人として請負 = 間接経営に出されていた。しかしながら、おそらくかかる請負人の管理・経営がずさんなものであったため、それが原因で請け負わされた地所に何等かの損害または損失が生じていたのであろう。1112 年から 13 年頃に、アルモードはソウブリッジの地所を、彼が請負の委託を受けた時と同じ状態で修道院側に返還するよう、国王令状 (royal writ) を通じて厳命されている<sup>(30)</sup>。

一方、ソウブリッジと並んで最遠隔地のチャーウェルトンでは、当該期を通じてボールドウィン Baldwin とロバート Robert of Staverton の両請負人の委託管理下に地所の間接経営が行なわれていた。その後、チャーウェルト

ンの地所は、ソーニー修道院への返還を余儀なくされるが、その際、修道院側が地所の返還を求めるといった事情は、おそらくソウブリッジのそれと類似したものであったと推察される。いずれにせよ、ソウブリッジ同様、チャーウェルトンの場合においても、ソーニー修道院は、請負地の原状回復と速やかな返還を命ずる国王令状の発給を以って、請負人によって占有されたその地所を修道院本来の所有権下に回復することに成功している<sup>(31)</sup>。

他方、ソウブリッジやチャーウェルトンの最遠隔地とソーニー修道院とのほぼ中間地点に位置するトゥイウエルの地所は、修道院長ギュンターの容認の下、ノルマンの有力領主であるオーブリー・ド・ヴェール Aubrey de Vere にリースされ、彼の手によって直接管理・経営されていた。オーブリーの死後、おそらく修道院の側では当該地所の返還を強く要求したと推察されるが、オーブリーの息子で相続人のロバート Robert には全く聞き容れられなかったようである。そのため、修道院では、ヘンリー 1 世 King Henry 1（在位 1100-1154 年）より国王令状を獲得し、それを以って返還の履行を迫ったのである。しかしながら、ソウブリッジやチャーウェルトンでは有効に機能した国王令状も、トゥイウエルの返還交渉ではその権威と強制力を十分に発揮することが出来なかった。令状を無視したロバートが、トゥイウエルの完全な所有権を主張して当該地所を保持し続けたからである。結局、このような事態に立ち至ったソーニー修道院は、ロバートに相続権を放棄してもらうための 20 マルクを支払うことで、漸くトゥイウエルの地所を回復することが出来たのである<sup>(32)</sup>。

確かに、当該期の請負制度やリース契約は、遠隔地の管理と言う点では比較的便利な管理・経営システムではあった。しかし、それは同時に、中央の制御から逸脱するリスクを常に内包するものでもあった。請負人や借地人が野心家である一方で、中央の制御が十分に機能しない場合、それは所領の管理・経営に極めて深刻な問題をもたらした。もっとも、ソーニー修道院でこのような請負制度やリース契約の問題が顕在化するのには、これまで述べて来たことから明らかなように 12 世紀に入ってからのことである。この点は十分に留意されねばならない。ソーニー修道院所領に関する限り、前記コンントンでの所有権の喪失を除けば、11 世紀後期にこれらの制度が原因で請



負人や借地人による所領資産の蚕食が生じたとする明確な事実は、史料上、確認出来ない。

ところで、このような請負制度やリース契約の問題は、アングロ・サクソン時代から存続する慣習的な所領管理・経営方法に起因するものであった。それに対して、「ノルマン征服」後の王権による騎士役 (knight service) の賦課は、イングランドのとりわけ教会・修道院の所領資産に甚大な損害をもたらした外的要因として理解されている。所領の安堵と引き換えに賦課される軍事的奉仕＝騎士役の提供義務は、本来、軍事的要素を保持しない教会人（高位聖職者）に経済的に重い負担を強いるものであった。事実、彼等は、騎士役を確保するためにノルマンの騎士達と封建的主従関係を取り結ばざるを得なかった。それは、ノルマン騎士の提供する騎士役の代償に、教会領主による封土の授与を条件とするものであった。それによって彼等は、国王に提供する騎士役を確保することが出来たが、その代わりに封土として所領の一部をノルマンの騎士達に割譲しなければならなかった。結果的に、それらの地所は騎士采地 (knight fee) として実質的に世襲化されることで、教会領主の多くはその所領資産に深刻な損害を被ったのである。

沼沢地方においても、かかる騎士役の賦課に伴う所領資産の損失が、程度の差こそあれ、複数の修道院で報告されている。特に、ピーターバラ修道院では、賦課された 60 人の騎士役を負担するために、所領資産の約 46 パーセントの地所がそれを提供する騎士達に譲渡されたことが指摘されており、同制度が経済的に如何に甚大な損害を修道院に及ぼすものであったかが解る<sup>(33)</sup>。ところが、ソーニー修道院に対しては、「ノルマン征服」後 11 世紀後期を通してかかる騎士役の負担は一騎士たりとも賦課されることはなかった。ソーニー修道院が如何なる理由で騎士役の負担を免除されたのかは不明である。その背景に騎士役賦課の恣意性が指摘されるも<sup>(34)</sup>、その対象がソーニー修道院であることの説明は、所領の狭小性が挙げられるのみで全く困難である。いずれにせよ、当該期のソーニー修道院が、騎士役の賦課による所領の蚕食を被ることがなかったことだけは確かである。

所領資産の損失に対して、「ノルマン征服」後 11 世紀後期を通じて、ソーニー修道院が新たな地所を獲得した事実は存しない。武力による征服後、半

世紀と経たないこの時期に、アングロ・サクソン系のソーニー修道院が、イングランドの新たな支配者となれるノルマン領主層の信仰上の支持を得ることは出来なかったと推察される。史料上、所領資産に新たな地所の追加が記録されるようになるのは、在地化の進行を背景に、ノルマン領主層による当該修道院への寄進が盛んに行なわれるようになる 12 世紀も、とりわけ後半に入ってからのものである<sup>(35)</sup>。以上のことからすれば、所領資産の追加・拡大がない中での一部地所の喪失は存在するも、ソーニー修道院は、アングロ・サクソン時代後期に獲得した所領の大半を、激動の時代である当該期を通じて比較的上手く維持することが出来たと言えよう。

### Ⅲ. ドゥームズデイ=ブックに見るソーニー修道院の所領景観

ソーニー修道院の保持する所領が 11 世紀後期にどのような地所群より構成されていたのかについては、1086 年に編纂されたドゥームズデイ=ブックの記載内容からその実態を確認することが出来る。これまでの考察からも明らかのように、それらの地所は、「ノルマン征服」後に新たに獲得されたものではなく、その全てが征服以前のアングロ・サクソン時代後期を通じての土地の購入と交換によって当該修道院の所有権下にもたらされたものであった。以下では、ドゥームズデイ=ブックに記載されたこれらの地所に関する諸々のデータの分析を基に、11 世紀後期におけるソーニー修道院の所領景観について検討・考察してみよう。

#### (1) 所領の地理的分布と管理方針

ドゥームズデイ=ブックの記載によれば、1086 年の時点においてソーニー修道院の所領を構成したのは、ケンブリッジシャーのウィットルジーで記録された課税評価面積 4 ハイドの地所を筆頭に、4 州 5 ハンドレッドに跨って散在する総計 12 筆の地所群であった（図 1 及び表 1 参照）<sup>(36)</sup>。それらの地所の分布状況でとりわけ注意を惹くのは、その大半がソーニー修道院を中心に半径 15 マイルの範囲内に集中的に点在していると言う事実である。ブックの記載順に列挙すると、ウィットルジー、ヤックスリー、スタングラウンド、ウッドストン、ハードン、ウォーター・ニュートン、シブソン、ス

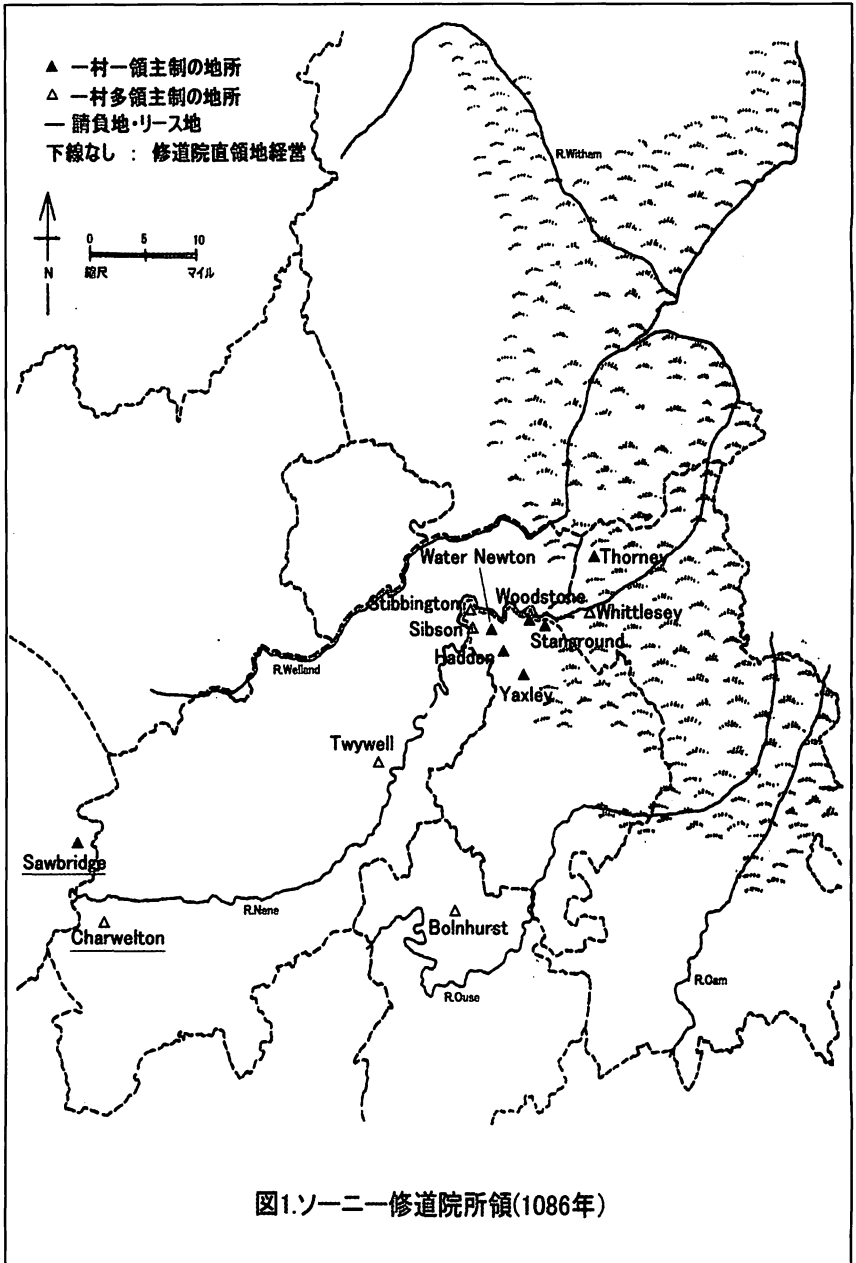


図1.ソーニー修道院所領(1086年)

地所名	課税評価面積	犁隊耕地	犁隊(領)	犁隊(農)	ヴィレイン	ボーダー	セルヴス	牧草地	森林地	年価値 (E)	年価値 (W)
Whittlesey	4ハイド	6犁	2犁	4犁	16人	6人	1人	6犁	-	£7	£6
Yaxley	15ハイド	20犁	3犁	18犁	38人	0	0	24エイカ	20エイカ	£15	£12
Stanground	8ハイド	10犁	2犁	-	16人	6人	0	24エイカ	6エイカ	£8	£8
Woodstone	5ハイド	9犁	2犁	4犁	16人	0	0	16エイカ	4エイカ	100s	£4
Haddon	5ハイド	12犁	2犁	6犁	18人	0	0	24エイカ	1エイカ	100s	100s
Water Newton	5ハイド	8犁	2犁	5犁	16人	5人	0	60エイカ	慣習的貢租 2s	£5	£7
Sibson	2½ハイド	4犁	1犁	1犁	4人	0	0	20エイカ	-	50s	50s
Stibbington	5ヴァーゲイト	1犁	0	1½犁	5人	0	0	5エイカ	-	Sibsonで評価	
Bolnhurst	2ハイド 1ヴァーゲイト	5犁	1犁	5犁	9人	5人	0	1犁	豚106匹	£6	60s
Twywell	3ハイド -1½ヴァーゲイト	7犁	2犁	5犁	9人	5人	0	-	2エイカ	10s	40s
Charwelton	½ハイド	1犁	½犁	½犁	1人	1人	0	-	-	12d	5s
Sawbridge	5ハイド	5犁	0	4犁	12人	5人	0	8エイカ	-	50s	60s

表1. ソーニー修道院所領 (1086年)

ティビントンの計8筆の地所がこれに該当する。これらの地所は、課税評価面積では合わせて約46ハイドを計上し、所領全体(約57ハイド)の実に81パーセント近くを占めた。他方、当該地所群は、土地資産の年間評価額を表わす1086年の年価値(annual value)においても、所領全体(約53ポンド)の凡そ86パーセントに相当する総計約45ポンドを記録し、面積的にもまた資産価値としても、ソーニー修道院の比較的近距离の範囲内に集約的に配置されたこれらの地所が、当該修道院の物質的生活を支える中心的な役割を担った存在として極めて意識的に所領経営の中に位置づけられていたことが解かる。修道院の所在地より10マイル以内に位置することで直接管理・直接経営の可能なこれらの地所が、所領の集約的配置に基づく集中的管理の実現を念頭においた前代を通じての戦略的な地所の購入と交換の所産であったことは、ここで改めて強調するまでもなからう。ソーニー修道院の所領が中央管理型所領と評される所以である。

一方、ソーニー修道院より比較的遠隔の地に位置したのが、トゥイウェル、バーンハースト、ソウブリッジ、チャーウェルトンの残る4筆の地所である。当該修道院からそれらの地所までは、今日的な距離を以ってしても、それぞれ凡そ26マイル、30マイル、53マイル、55マイルと測定され、実際上も両者はかなりの距離を隔てて立地していたことが解かる。その隔絶した距離も然ることながら、ここで注目されるのは、それらの地所の有する規模の狭小性である。課税評価面積5ハイドと、4筆中最も大きなソウブリッジは別として、残る3筆はどれも皆3ハイド未満の小規模な地所であった。ソーニー修道院から最も遠くに位置するチャーウェルトンの地所に至っては、1ハイドにも満たない僅か半ハイドの課税評価面積しか有さなかった。そのような規模の狭小性を反映して、それぞれの地所の年価値も、押し並べて低い評価に止まらざるを得なかった。4筆中、最も年価値が高かったソウブリッジとバーンハーストの地所でさえ各2ポンドと評価されるに過ぎず、中心部の地所で最も年価値の評価が低かったシブソンのそれに及ばなかった。最小の課税評価面積を記録したチャーウェルトンに対しては、僅かに年価値5シリングの評価が為されているに過ぎない。これら遠隔地の地所の内、ソーニー修道院から最も遠くに位置するチャーウェルトンとソウブリッジの2筆に

関しては、ドゥームズデイ=ブックの記述から、1086 年当時、それらがポールドウィン Baldwin とソーケル Thorkell の二人の請負人に貸し出され、その管理下にそれぞれ間接的に経営が行なわれていたことが確認出来る<sup>(37)</sup>。同様に、トゥイウェルの地所が 12 世紀にノルマンの有力領主であるオーブリー・ド・ヴェールを借地人としてリースに出されていたことは、既に述べた通りである。小規模、低価値、間接経営といったその特徴からは、それら遠隔地の地所が中心部の地所の補助的存在として、ソーニー修道院の所領経営全体の中では重要な役割を相対的に果たせていなかったことが理解出来る。

## （2）土地経営方法

修道院の所在地より半径 15 マイル以内にその保持する地所の大半が集中的に配置されたソーニー修道院の所領は、11 世紀後期においてどのような方法で利用されたのであろうか。当該修道院によるその土地活用の在り方を、ドゥームズデイ=ブックの記載内容に即して検討・考察してみよう。

最初に注目されるのは、土地活用の最も一般的な方法として、広狭の差はあるものの、所領を構成する全ての地所において遍く農耕地の経営が行なわれたことである。以下では、ブックに記載された犁隊耕地（plough-land）の数値を指標として、当該所領におけるそのような農耕地の経営状況を推察してみよう。

農耕地の経営規模を推測する際に一つのメルクマールとなる犁隊耕地は、おそらく牡牛 8 頭立ての役畜によって牽引される重量有輪犁（*caruca*）を犁隊 1 組の基礎単位として、それによって年間を通じて耕作することの可能な農地の広さを表示するものであったと推測される。ソーニー修道院の所領において、そのような含意を持つ犁隊耕地は、ウィットルジー（ケンブリッジシャー在）以下、ブックに記載された 12 筆全ての地所でその数値が記録されている（表 1 参照）。その内、数値の最も高いのはヤックスリーの地所で記録された犁隊 20 組であり、逆に最も低いのはスティビントンとチャーウェルトンの 2 ヲ所で記載のある犁隊 1 組という数値である。このように地所によってその数値には大きな開きが存在するが、ここで注意を惹くのは、総じ

て当該所領の中心部を構成する地所において犁隊耕地の高い数値が記録されていることである。とりわけ、前述のヤックスリー（20 組）を筆頭に、ハードン（12 組）、スタングラウンド（10 組）、ウッドストン（9 組）、ウォーター・ニュートン（8 組）の犁隊耕地に関しては、比較的高い数値で評価が為されている。それら 4 筆の地所に中心部の残る 3 筆（ウィットルジー、シブソン、スティビントン）を加えると、犁隊耕地の総数は計 70 組となり、所領全体の犁隊総数（88 組）の 80 パーセント近くを占める。これらの数値からは、ソーニー修道院の半径 15 マイル以内に配置された中心部の地所群が、正に食糧供給を担う穀倉地帯として、所領経営の中で極めて重要な役割を担わされていたことが比較的容易に推察される。

所領の土地活用で次に注目されるのは、そのような農耕地の実際上の経営が、主として古典荘園という社会経済的組織を通して行われたことである。アングロ・サクソン時代後期の『階層別慣行規定書（*Rectitudines Singularum Personarum*）』の中でその特徴が象徴的に描かれているように<sup>(38)</sup>、古典荘園とは、農奴の賦役を利用して領主自らが直接経営する領主直営地と、封建地代の取得と引き換えに農奴に貸与・間接経営される農民保有地の双方が、領主支配権の下に有機的な関係で結び付けられながら農耕地の一体的な活用を可能とする土地管理＝経営制度であった。ドゥームズデイブックにおいて、経営主体の異なるこれら二つの農耕地は、領主と農奴のそれぞれに所属する犁隊数の記載によってその存在と相対的な規模を推測することが出来る。

ソーニー修道院に関しては、所領を構成する 12 筆の地所の内、過半数を占める 9 筆において、領主並びに農奴の何れについてもその保持する犁隊の数値が記録されており、それらの地所が領主直営地と農民保有地の双方を包含する古典荘園として管理＝経営されていたことが解かる（表 1 参照）。領主と農奴の何れかの犁隊に数値の記載のない残る 3 筆の内、農奴の保有する犁隊数に記録の欠如が認められるスタングラウンドの地所については、ドゥームズデイ調査時またはブック編纂時に筆記者が自明の事としてその数値を意図的に記載しなかったか、あるいは単に記載し損ねたかの何れかであろう。課税評価面積（8 ハイド）、犁隊耕地（10 組）、領主所有の犁隊数（2

組)、耕作従事者としての農奴数(ウィラニ 16 人、ボルダリ 6 人)、年価値(エドワード証聖王期 8 ポンド、ウィリアム征服王期 8 ポンド)等、当該地所に関するその他の記載データを総合的に勘案すると、おそらく農奴の間で 8 組近い犁隊が保持されていたのはまず間違いあるまい<sup>(39)</sup>。

その推測が正しければ、ソーニー修道院では、全 12 筆の地所の内、実に 10 筆までが古典荘園として組織され、領主直営地と農民保有地の有機的な結合関係の特徴とする緊密な所領管理=経営が行なわれていたことになる。経営主体の異なるそれら 2 種類の耕地で保持された犁隊は、総計 66 組(領主直営地 17.5 組、農民保有地 48.5 組)となり、所領全体の総犁隊数 71.5 組(領主直営地 17.5 組、農民保有地 54 組)の凡そ 92 パーセントを占める。その内、領主直営地・農民保有地共に最大規模の経営が行なわれたと推測されるのは、ヤックスリーの地所である。そこでは、それぞれ領主側に 3 組、農奴側に 18 組の犁隊が所属していたことが記録されている<sup>(40)</sup>。他方、最小規模での経営を窺わせるのはチャーウェルトンの地所で、領主側・農奴側とも僅かに 2 分の 1 の犁隊が記載されているに過ぎない<sup>(41)</sup>。犁隊数によって示唆される領主直営地並びに農民保有地の経営規模は、このように地所毎に少なからず較差が存在する。かかる較差は、領主直営地よりも農民保有地において際立って大きかった。所領中、比較的高い犁隊数を記録する農民保有地は、ソーニー修道院の所在地より半径 15 マイル以内に位置する中心部の地所に集中的に配置された。結果として、領主直営地と農民保有地を合わせて全体的に経営規模の大きな地所が、所領の中心部を構成することになったのである。所領経営の中で修道院の物質的生活を支える極めて重要な役割を果たしたのは、古典荘園として経営されたそれらの地所であった。その点は、当該期のソーニー修道院の所領景観を理解する際の重要な要素として、十分に銘記されねばならない。

犁隊を稼働させる労働力としての農民層に関しては、12 筆全ての地所でその人数が記録されている(表 1 参照)。その内、典型的土地持ち農奴であるウィラヌス(*villanus*)については、例外なく全ての地所で記載がある。一方、零細土地保有農奴のボルダリウス(*bordarius*)を記録するのは、計 7 筆の地所である。それに対して、農奴身分には属さない奴隷労働力として



のセルウス (*servus*) に関しては、僅かに 1 筆、ウィットルジーの地所で記録があるに過ぎない<sup>(42)</sup>。他の所領で記載のある自由農民 (*liber homo*) やソークマン (*sochemannus*) については、当該所領では全く記録されていない。

ブックに記載されたこれらの労働力から指摘されるのは、直営地と農民保有地の別を問わず、所領の耕地経営に占めるウィラヌスの労働力としての比重の高さである。一般に、ボルダリウスが半ヴァーゲイト (凡そ 15 エイカ) 以下の零細地の借地人として軽微な負担しか賦課されていなかったのに対して、概して 1~半ヴァーゲイト (凡そ 30~15 エイカ) の土地を借り受けたウィラヌスは、その代償として労働地代 (賦役) を始めとする各種封建地代の納入等を義務付けられた農村の中核を構成する階層であった。ソーニー修道院では、所領を構成する全ての地所で総計 160 人のウィラヌスが記録されている。これは、当該所領で記載された労働力全体の凡そ 82 パーセントに相当する。一方、ボルダリウスは、半数近くの地所でその記載があるものの、総計 33 人が記録されるに留まり、労働力全体に占める割合も 17 パーセントを僅かに超えただけであった。奴隷労働力のセルウスに至っては、ウィットルジーの地所で唯 1 人が記録されているのみで、当該所領での土地経営において奴隷労働がほとんど利用されなかったことは明白である。ブック編纂時、ソーニー修道院のそれぞれの地所に配置された農耕地では、一部ボルダリウスの補助労働力を援用しつつも、基本的には典型的土地持ち農奴ウィラヌスの労働力を主力として一切の農作業が履行されていたのである。

とりわけ、領主にとって農奴支配が荘園経営の枢要であったのは、生産物地代や貨幣地代といった農民保有地から納入される間接収入は言うに及ばず、何よりも直接収入の源泉たる領主直営地を経営する上で必要不可欠な労働力 (= 賦役) を提供する者こそ彼等農奴階層であったからに他ならない。中でも、播種に先立ち実施される広大な領主直営地での犁耕作業は、多くの時間と労力を自らの経営する農民保有地に傾注せねばならない大部分の農奴にとっては大変な重労働であった。その際、農耕時に使用される犁隊は、8 頭立ての牡牛によって牽引される重量有輪犁のチームによって編成されたが、それは複数の農奴世帯の共同・協働によって初めて可能となるもので

あった。そもそも、経済的基盤の脆弱な農奴の世帯では、そのような犁隊に提供する役畜の牡牛を何頭も飼育出来る訳ではなかったからである。いずれにせよ、そのような犁隊の編成に限らず、おそらく当該期の三圃制農法の下、あらゆる農作業が共同・協働の形で行なわれた領主直営地では、その経営のために多くの農奴の徴用と十分な労働力（＝賦役）の確保が何にも況して重要であったのである。その点、ソーニー修道院が経営する領主直営地では、それぞれの犁隊数に十分見合うだけの数のウィラヌス及びボルダリウスが記載されており、それらの耕地での農作業が過不足なく比較的円滑に履行されていたであろうことが推察される。特に、領主直営地の犁隊3組に対してウィラヌス38人が記録されているヤックスリーの事例は、農耕地の経営に必要な不可欠な労働力（＝賦役）がかの地において潤沢に利用出来た可能性が高いことを強く示唆するものとなっている<sup>(43)</sup>。

### （3）村落支配の在り方と領主権

ソーニー修道院の所領を構成する12筆の地所は、実際には農民家屋とそれを取り巻く農耕地や放牧地等の付属地で構成される村落として存在した。これまでに考察の俎上に載せた古典荘園の経営も、その内部で行なわれた領主直営地や農民保有地の農業活動も、全て村落を軸に展開したのである。その意味では、領主にとって生産手段である土地や労働力としての農民を支配することは、それら全てを包摂する村落を自らの領主権下に置いて支配を及ぼすことと同義であった。そこで以下では、ソーニー修道院のそのような村落支配の在り方を領主権との関係に着目して考察してみよう。

ソーニー修道院所有の各地所とその位置する村落との関係で第一に指摘される点は、地所全12筆の内、半数に相当する6筆で地所と村落との完全な一致が確認されることである。ブックに記載されたヤックスリー、スタングラウンド、ウッドストン、ハードン、ウォーター・ニュートン、ソウブリッジのそれぞれの地所＝村落がこれに該当する。すなわち、ソーニー修道院は、地所としてそれらの村落をまるごと所有する形で単独支配したのである（一村一領主制）。

注目されるのは、それらの単独支配の地所＝村落が、ソウブリッジの1筆

を例外として、全て修道院所在地より半径 15 マイル以内の所領の中心部に位置したことである。当該所領の中でも比較的経営規模の大きなそれら中心部の地所＝村落が、古典荘園として組織され、それぞれの年価値に見合う穀物生産と農業利潤を以ってソーニー修道院の物質的生活を支えたことは既に述べた。所領経営において豊かな穀倉地帯として機能したそれらの重要な地所＝村落は、単独の領主権の下、ソーニー修道院によって一元的・排他的に支配されたのである。

そこには、修道院の周辺に比較的広大な農耕地を有する多数の村落を配置しつつ、それぞれの村落に対する完全なる支配権を行使することで、所領経営の中心的役割を履行せしめんとする修道院側の経営戦略上の強い意志を読み取ることが出来る。おそらくそれは、購入・交換を介した合理的・効率的な土地集積を特徴とするソーニー修道院創設時の初期の所領形成において予め企図されたものであったと推察される。

地所と村落との関係で指摘される第二の点は、全体の半分に当たる残り 6 筆の地所においては、ソーニー修道院の保持する地所とそれが所属する村落との間で完全な一致が見られず、逆に村落が当該修道院を含む複数の領主権によって分割・支配されたことである（一村多領主制）。この範疇に含まれるのは、ウィットルジー、シブソン、スティビントン、バーンハースト、トゥイウェル、チャーウェルトンの各地所である。ウィットルジーを除くと、それらの地所は、スティビントンやチャーウェルトンのように経営規模が極端に狭小か、或いはバーンハーストやトゥイウェルのように、それなりの経営規模があるも、所領内での配置が修道院所在地より遠隔の地に位置するものであったかの何れかであった。

村落を分割・支配した領主権の数としては 2 領主によるものが最も多い（4 筆）が、中にはバーンハーストのように 4 領主によって村落が分割・支配されたケースもある。バーンハーストの村落には、ブック編纂当時、ソーニー修道院が課税評価面積 2 ハイド 1 ヴァーゲイトと評された一地所を保持していた。それと同時に、ブックに記載された他の領主の登録状況から、当該村落では、ソーニー修道院以外にも他に 3 人の領主が、それぞれの領主権の下に合わせて 4 筆の地所を保持していたことが確認される<sup>(44)</sup>。その内、

バイユー司教オド Odo, bishop of Bayeux（在位 1049-1097 年）の保持するどちらも 2 分の 1 ハイドの地所 2 筆は、それぞれトヴィ・ザ・プリースト Tovi the priest と名前の記載のない自由人 2 名に対して貸与された。バーンハーストに在る 3 ヴァーゲイトの別の地所は、クータンス司教ジェフリー Geoffrey, bishop of Coutances（在位 1049-1093 年）の保持するものであった。他方、ノッティンガム伯妃ジュディスの保持する 2 分の 1 ハイドの地所は、ヒュー Hugh なる人物によって保有された。

バーンハーストの事例からも明らかなように、一村多領主型の村落に地所を有している場合、ソーニー修道院がその領主権の下に当該村落を一元的・排他的に支配することは不可能であった。もっとも、先にも述べたように、一村多領主型の村落に保持された地所は、一部の例外を除き、そのほとんどが比較的小規模な地所か、或いは遠隔地に位置する地所であり、そのため、ソーニー修道院の所領経営の中に占める比重も相対的に低いレベルに止まらざるを得なかった。結局、それらの地所は、所領の中心部に位置する主要な地所の補完的存在として、その役割を果たし得たに過ぎなかったと言える。

## おわりに

以上、10 世紀後期に創設されたソーニー修道院のその後 1 世紀余りに亘る所領形成のプロセスを検討し、それを踏まえて 11 世紀後期に現われるその所領景観について若干の考察を行なった。これまでの論証過程で明らかとなった諸点をまとめると、大略以下になるだろう。

第一に、ソーニー修道院を創設した立役者は、ウィンチェスター司教エセルワールドであるが、同時に、彼は当該修道院の基本財産となる初期的所領の形成においても主導的な役割を演じた。注目すべきは、所領を構成する主要な地所の獲得が、エセルワールドによって購入と交換の合法的な手続きを通して極めて合理的に行なわれたことであった。俗人による世襲財産の遺贈とは異なり、経営戦略の見地から為される地所の購入と交換は、所領経営上、最適な立地条件に在る地所の獲得を可能とするものであったからである。そのようにして獲得されたソーニー修道院の所領は、アングロ・サクソン時代

後期を通じて比較的安定的・継続的に維持・経営されたのである。

第二に、イングランドに多大な影響を及ぼした1066年の「ノルマン征服」は、ソーニー修道院の所領経営に限って言えば、他の教会所領で見られたように決定的な損害を当該修道院にもたらした訳ではなかった。大陸出身の修道院長による所領資産の私的流用や地所の請負・リースによる損失がなかった訳ではないが、王権への働きかけ等、粘り強い対応を通して、ソーニー修道院は当該期の損失を最小限に止めることが出来たのである。また、「ノルマン征服」後、修道院の所領資産が比較的損失の少ない状態で維持・経営出来た背景に、当該修道院への騎士役賦課の免除があったことも少なからず影響を及ぼした。その結果、ソーニー修道院は、創設期に獲得した所領の大半を、「ノルマン征服」後の激動期を通じて比較的上手く維持することが出来たのである。

第三に、以上のようなプロセスを経て、11世紀後期のソーニー修道院の所領では、比較的小規模ながらも集約的・効率的な地所の管理と経営が行なわれた。すなわち、ソーニー修道院の所在地の近くに配置された地所群は、当該修道院の直接管理・経営下に置かれ、所領経営の中心として修道士達の物質的生活を支える重要な役割を担ったのである。それらの地所では古典荘園が経営され、それが位置する村落ではソーニー修道院の単独領主権の下に一元的・排他的な支配が行なわれた。

11世紀後期に現出するソーニー修道院の以上のような所領景観は、まさしく当該修道院が創設以来経て来たその歴史的経験を強く反映したものであったと言えよう。

## 註

- (1) E. Miller, *The Abbey and Bishopric of Ely*, Cambridge University Press, 1969 (1st 1951); J. A. Raftis, *The Estates of Ramsey Abbey*, Tronto, 1957; E. King, *Peterborough Abbey 1086-1310*, Cambridge University Press, 1973.
- (2) R. Lennard, *Rural England 1086-1135*, Oxford University Press, 1959,

p.25.

- (3) S.Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, Cambridge University Library, 1977, p.7.
- (4) M.Chibnall(ed.), *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, vol.2, Oxford University Press, 1968, pp.340-1; S.Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.7.
- (5) King, *Peterborough Abbey 1086-1310*, p.6; Miller, *The Abbey and Bishopric of Ely*, p.8; C.R.Hart(ed.), *The Early Charters of Eastern England*, Leicester University Press, 1966, p.148.
- (6) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.8.
- (7) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.8.
- (8) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.8.
- (9) Raftis, *The Estates of Ramsey Abbey*, pp.1,6; Hart(ed.), *The Early Charters of Eastern England*, pp.25,32,161-4,178,181-2.
- (10) D.Knowles, *The Monastic Order in England*, 2nd ed., Cambridge University Press, 1966, pp.702-3.
- (11) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.8.
- (12) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.9.
- (13) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.11.
- (14) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.14.
- (15) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.14.
- (16) D.Whitelock(ed.), *Anglo-Saxon Will*, Cambridge University Press, 1930, pp.66-7,177; Hart(ed.), *The Early Charters of Eastern England*, p.205.
- (17) Whitelock(ed.), *Anglo-Saxon Will*, pp.66-7; Hart(ed.), *The Early Charters of Eastern England*, p.205.
- (18) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.14.
- (19) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.11.
- (20) D.J.V.Fisher, 'The Anti-Monastic Reaction in the Reign of Edward the Martyr', *The Cambridge Historical Journal* 10, 1952, pp.254-270;

- Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.16.
- (21) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.16.
- (22) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.16.
- (23) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.17.
- (24) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.19.
- (25) A. William, *The English and The Norman Conquest*, The Boydell Press, 1995.
- (26) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, pp.19,21.
- (27) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.21.
- (28) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.24.
- (29) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.21.
- (30) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.24.
- (31) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.24.
- (32) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.24.
- (33) King, *Peterborough Abbey 1086-1310*, pp.13-14,18-23.
- (34) Knowles, *The Monastic Order in England*, pp.609,702-3.
- (35) Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, pp.33-46.
- (36) [図1]については Raban, *The Estates of Thorney and Crowland*, p.27 掲載の地図に加除・修正を加えて筆者が作成した。また、[表1]は、A.Rumble(ed.), *Domesday Book: Cambridgeshire*, vol.18, Phillimore, 198, f.192d; S.Harvey(ed.), *Domesday Book: Huntingdonshire*, vol.19, Phillimore, 1975, f.205a; V.Sankaran & D.Sherlock(eds.), *Domesday Book: Bedfordshire*, vol.20, Phillimore, 1977, f.211a; F.&C.Thorn(eds.), *Domesday Book: Northamptonshire*, vol.21, Phillimore, 1979, f.222c を基に、筆者が作成した。
- (37) F.& C.Thorn(eds.), *Domesday Book: Northamptonshire*, f.222c.
- (38) 田中正義『イングランド封建制の形成』お茶の水書房、1959年より「第4編『*Rectitudines Singularum Personarum*』雑考—中世的身分=階級関係の究明に寄せて—202-244頁を参照。
- (39) Harvey(ed.), *Domesday Book: Huntingdonshire*, f.205a.

- (40)Harvey(ed.),*Domesday Book:Huntingdonshire*,f.205a.
- (41)F.& C.Thorn(eds.),*DomesdayBook:Northamptonshire*,f.222c.
- (42)Rumble(ed.),*DomesdayBook:Cambridgeshire*,f.192d.
- (43)Harvey(ed.),*Domesday Book:Huntingdonshire*,f.205a.
- (44)Sankaran & Sherlock(eds.),*DomesdayBook:Bedfordshire*,f.211a.